

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第167号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年7月27日 06時05分ごろ
発生場所	広島県呉市倉橋漁港 呉市所在の倉橋港鹿島瀬戸防波堤灯台から真方位234° 100m 付近 (概位 北緯34° 04.2′ 東経132° 32.3′)
事故等調査の経過	平成25年9月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 ^{みやひで} 宮秀丸、19トン 273-4319広島、有限会社宮秀建設 B パージ ニューみやひで、251トン なし、有限会社宮秀建設
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 左舷船首部に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、作業員2人を乗せ、船尾約2.4mの喫水により、空倉で船首尾共に約2.4mの喫水となったB船を押し、押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、船首を東に向けて倉橋漁港の倉橋港鹿島瀬戸防波堤（以下「本件防波堤」という。）に船首着けで係留した状態から離岸を行い、後進で左回頭して航行中、船尾が本件防波堤先端を通過した頃、潮流で西に圧流され、平成25年7月27日06時05分ごろB船が本件防波堤付近の浅所に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約0.5m/s、視界 良好 海象：波 なし、潮汐 下げ潮の末期、潮流 南流約1.0ノット
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近の水深が浅いことを知っていた。 本件防波堤先端付近は、呉市 ^{かろとこせと} 鹿老渡小瀬戸と接続しており、潮流の変化が激しい場所であった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A なし、B なし A あり、B あり A船押船列は、倉橋漁港において、本件防波堤から後進で出航作業

	中、潮流に圧流されたことから、B船が本件防波堤付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、倉橋漁港において、本件防波堤から後進で出航作業中、潮流に圧流されたため、B船が本件防波堤付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 防波堤先端付近を航行する場合には、潮流の変化を考慮して航行すること。